

警報発表時等の対応について

1) 気象警報の発表の場合

実習先病院の所在地域（市町村）、又は、学生の居住する地域（市町村）に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する実習を中止とする。

ただし、次の場合は実習を実施する。

- (1) 午前 6 時までに、気象警報が解除された場合は、通常の実習開始時間から実施する。
- (2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する実習から実施する。

2) 交通機関の運休の場合

実習先病院の所在地域（市町村）、又は、実習場所に行くための公共交通機関がすべて運休した場合は、当日のその後に開始する実習を中止とする。

ただし、次の場合は実習を実施する。

- (1) 午前 6 時までに、気象警報が解除された場合は、通常の実習開始時間から実施する。
- (2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する実習から実施する。

※警報、又は特別警報が発表された場合や、公共交通機関の運休、避難指示・緊急安全確保の発令により実習を欠席する場合は、必ず実習先診療科の指導医または事務連絡担当者に欠席の連絡をすること。

※実習先の宿泊施設に宿泊している場合、又は、警報に気付かず実習場所に到着した場合は、実習を受けられるかどうか、指導医に確認をすること。